

告示

埼玉県告示第七百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
コンビニエンスストアにおける現金 収納代行業務	北海道札幌市中央区大通東十 丁目十一番地四 ウエルネット株式会社 代表取締役社長 宮澤 一洋	令和七年十月一日から 令和十年十一月三十日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年八月十五日

三 委託をした日

令和七年八月十五日